

岩出市の児童虐待の現状について
資 料

要保護児童対策地域協議会

岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議（平成18年4月設置）

本人・家族・親族、近隣住民、小学校・中学校・高等学校、保育所等
幼稚園、民生委員児童委員、医療機関、保健所など

相談
通告

子ども家庭総合支援拠点
（岩出市 生活支援課）

児童相談所
（子ども・女性・障害者相談センター）

岩出警察署
（生活安全刑事課）

◆受理会議◆

岩出市生活支援課（子ども家庭総合支援拠点）で初動方針を決定

送致

児童相談所

（子ども・女性・障害者相談センター）

継続
調査

子ども家庭総合支援拠点
（岩出市 生活支援課）

協議

◆実務者会議（月1～2回）・個別ケース会議（随時）◆
各関係機関の実務者で援助方針を協議、決定

送致

児童相談所

（子ども・女性・障害者相談センター）

地域支援

- ・子ども家庭総合支援拠点
- ・子育て世代包括支援センター
- ・障害児者相談支援センター
- ・保育所等、幼稚園、小・中学校、高等学校
- ・民生委員児童委員協議会（主任児童委員）

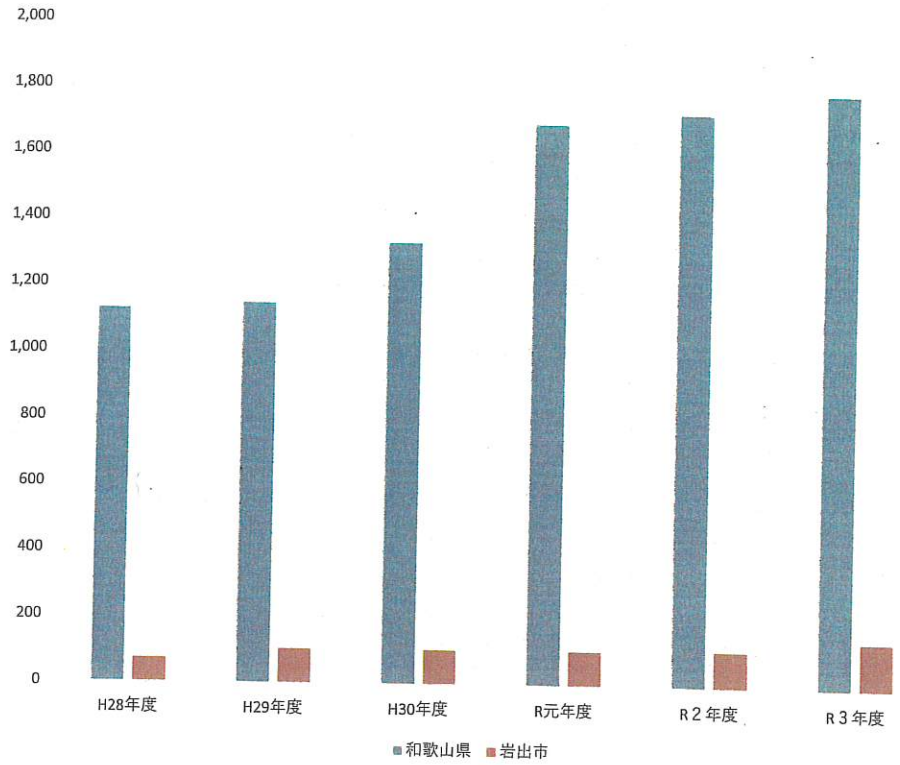
◆代表者会議◆

市の方針決定、研修等開催

児童虐待の現状

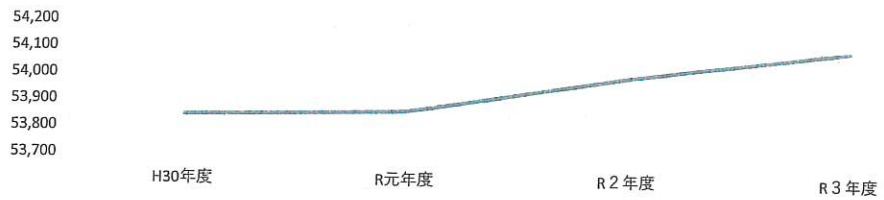
	和歌山県	岩出市
H28年度	1,123	73
H29年度	1,142	104
H30年度	1,328	104
R元年度	1,691	105
R2年度	1,726	111
R3年度	1,792	143

児童虐待の現状



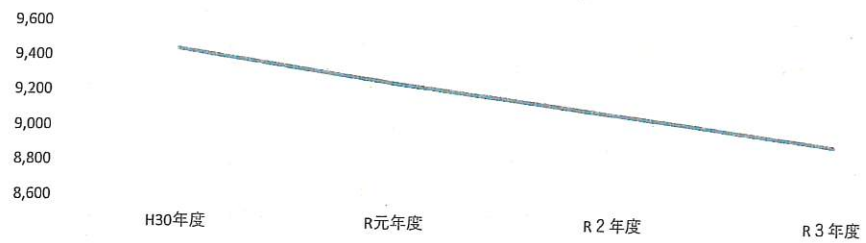
	岩出市人口
H30年度	53,846
R元年度	53,862
R2年度	53,994
R3年度	54,105

岩出市人口



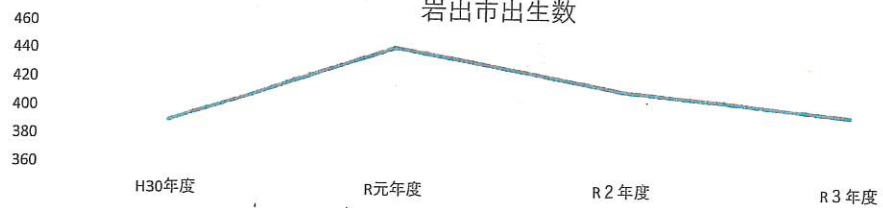
	岩出市児童人口 (0~17歳)
H30年度	9,444
R元年度	9,253
R2年度	9,091
R3年度	8,930

岩出市児童人口 (0~17歳)



	岩出市出生数
H30年度	390
R元年度	442
R2年度	413
R3年度	397

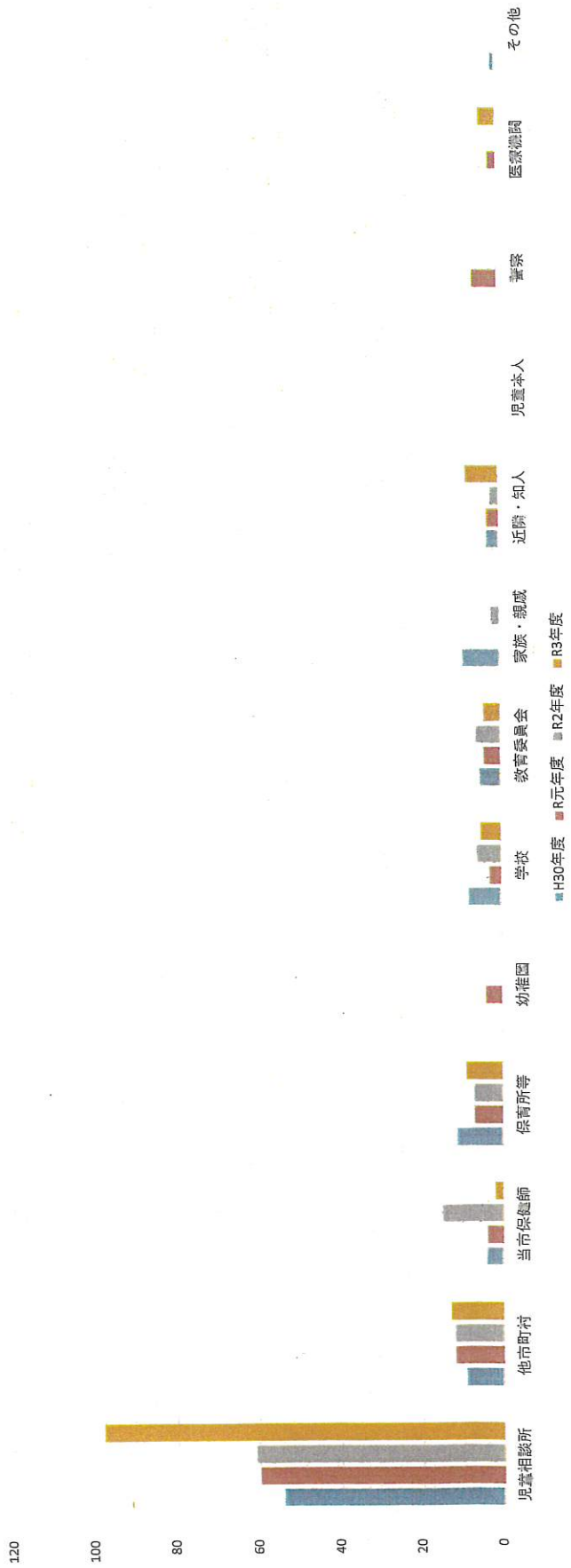
岩出市出生数



相談経路

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
児童相談所	54	60	61	98
他市町村	9	12	12	13
当市保健師	4	4	15	2
保育所等	11	7	7	9
幼稚園	0	4	0	0
学校	8	3	6	5
教育委員会	5	4	6	4
家族・親戚	9	0	2	0
近隣・知人	3	3	2	8
児童本人	0	0	0	0
警察	0	6	0	0
医療機関	0	2	0	4
その他	1	0	0	0
計	104	105	111	143

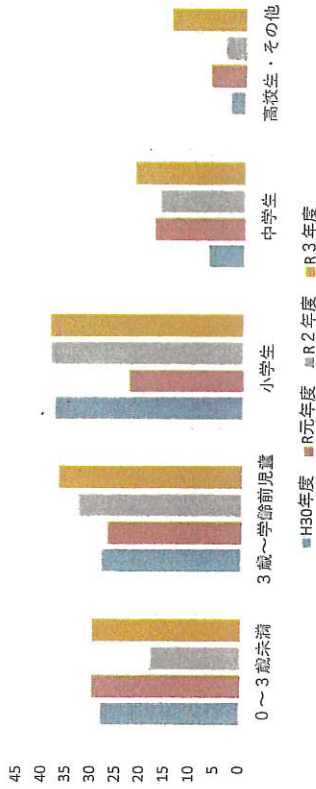
相談経路



被虐待者年齢区分別新規相談・通告件数

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
0～3歳未満	28	30	18	30
3歳～学齢前児童	28	27	33	37
小学生	38	23	39	39
中学生	7	18	17	22
高校生・その他	3	7	4	15
計	104	105	111	143

被虐待者年齢区分別新規相談・通告件数



虐待種類別新規相談・通告件数

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
身体的虐待	33	19	43	44
性的虐待	0	0	0	0
心理的虐待	47	60	40	74
ネグレクト	24	26	28	25
計	104	105	111	143

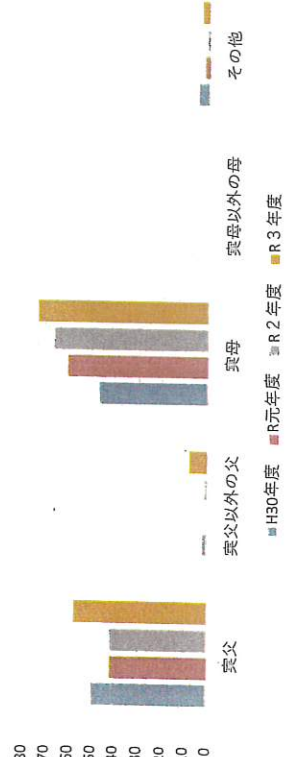
虐待種類別新規相談・通告件数



虐待相談・通告の主な虐待者数

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
実父	50	42	42	58
実父以外の父	2	0	1	8
実母	47	61	67	74
実母以外の母	0	0	0	0
その他	5	2	1	3
計	104	105	111	143

虐待相談・通告の主な虐待者数



- すべての年度で小学生以下の通告件数が多い。
- ・R元年度は学齢前児童以下の通告が多い。
- ・R3年度は中学生、高校生・その他が多い。

★月齢が小さいと命にかかわる危険性が高い。

○心理的虐待が多い。

- ・面前DV<パートナー、夫婦間での喧嘩を子どものいる前(近く)で見せたり聞かせたりすること>で警察へ通報があった場合、警察から児童相談所へ通告され心理的虐待で市が対応しているのが3分の1以上を占める。

○身体的虐待がR2、3年度と多くなっている。

○ネグレクトはすべての年度で一定の件数がある。親の障害でネグレクトに挙がっている場合も含む。

★身体的虐待は命にかかわる危険性が高い。

○すべての年度で、実母、実父の順になっている。

○実父以外の父とは入籍をしていないパートナーで件数があるが、実母以外の母の件数はない。

○その他は祖父母などの監護者。

・監護者以外からの暴力は傷害で虐待ではない。

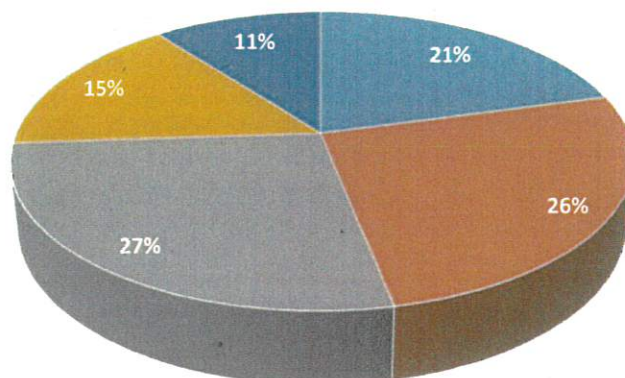
○警察庁の「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」の被害児童と加害者との関係を見ると、一番多いのが実父で47%、次に実母が26%、実父以外の父は22%となっているが、検査されるのは男性の方が多くなっているのがわかる。

被虐待者年齢区分別新規相談・通告件数

	R3年度
0～3歳未満	30
3歳～学齢前児童	37
小学生	39
中学生	22
高校生・その他	15
計	143

被虐待者年齢区分別新規相談・通告件数

■ 0～3歳未満 ■ 3歳～学齢前児童 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生・その他

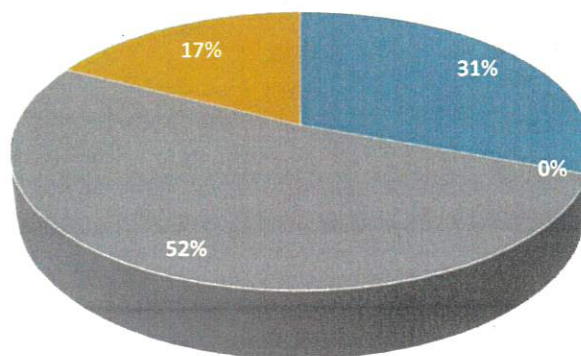


虐待種類別新規相談・通告件数

	R3年度
身体的虐待	44
性的虐待	0
心理的虐待	74
ネグレクト	25
計	143

虐待種類別新規相談・通告件数

■ 身体的虐待 ■ 性的虐待 ■ 心理的虐待 ■ ネグレクト

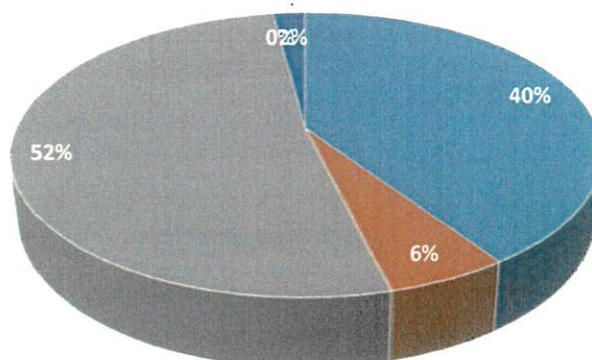


虐待相談・通告の主な虐待者数

	R3年度
実父	58
実父以外の父	8
実母	74
実母以外の母	0
その他	3
計	143

虐待相談・通告の主な虐待者数

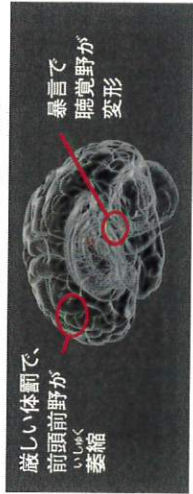
■ 実父 ■ 実父以外の父 ■ 実母 ■ 実母以外の母 ■ その他



体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりであっても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

- 子ども時代の辛い体験により傷つく脳



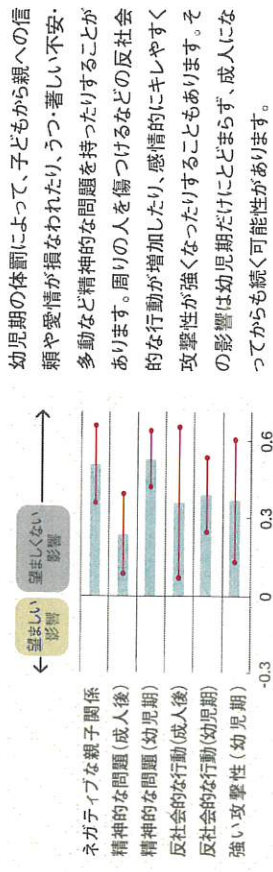
提供：福井大学 友田明美教授

- ・ 厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・ 言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

- 「親による体罰」の影響



既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上!
国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。

**子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口
または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。**

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業

「社産精神健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)

「母子の健康改善のための母子保健情報活用に関する研究」(研究代表者 山藤崇太郎)

作成協力：認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事 高相常子、福井大学子どもこころの発達研究センター教授 友田明美
JST/RISETEX「公私空間」研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」プロジェクト



子どもを健やかに育てるために ～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、

子どもが言うことを聞いてくれなくて、

イライラすることもあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、

恐怖により子どもをコントロールしているだけで、

なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか

「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。

体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしまいましょう。

そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、

みんなで前向きに育てていきましょう。

愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつこく称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合いきましょう。

POINT 1 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとつて大人から叩かれることはとても怖いことです。ちよつと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT 2

子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなり、心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

POINT 3

爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れているいたり、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちよつとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



1, 2, 3, 4...

イライラしたときはクールダウン
深呼吸する、数を数える、
窓を開けて風に当たるなど

POINT 4

親自身がSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦労について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。



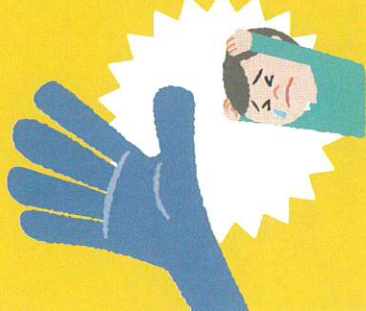
POINT 5

子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

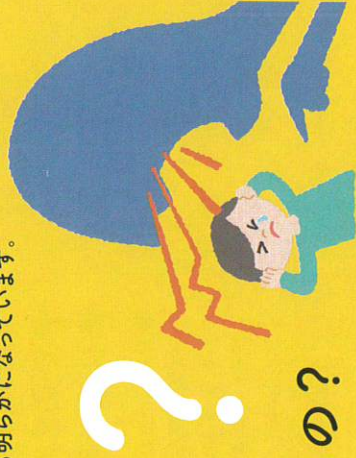
「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうこともあります。子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。





なぜ体罰等は いけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。



しつくと 体罰は どう違うの？

- しつとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもを手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。



子育ては いろいろな 人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんと、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所なども連携して社会全体で支えていく必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になります。これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもにも、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



体罰等によらない子育てを 広げよう！

2020年
4月から
法律が
変わりました！



みんな子育てを支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんな子育てを支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/no-taibatsu/>



ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと
思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

いちはやく
189

※一部のIP電話からは
つながりません。

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル(いちはやく)」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。

一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

●相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが悪く落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。

●子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02 「言うことを聞かない」にもいろいろあります

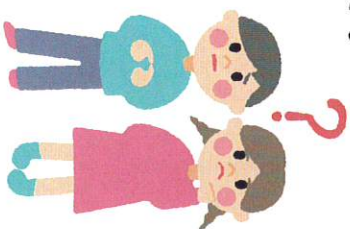
●保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。

●「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことではない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。

POINT 03 子どもの成長・発達によっても異なることがあります

●子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。

●子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04 子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

●乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。

●子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。



POINT 05 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

●子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみましょう。

●子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

●子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

●「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。



POINT 07 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

●子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。

●結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



保護者自身のポイント

●否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことに関係しているのかを振り返ってみましょう。

●深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたったり気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけてみましょう。